

# 所得税 6月以降の給与計算・年末調整に影響します！ 定額減税の実務と留意点

令和6年度税制改正大綱に沿った国税の法改正により、6月以降最初に支払う給与等の源泉徴収を行う際から、定額減税を行うこととなります。本セミナーでは、定額減税対象者の要件、減税額の計算方法、給与支払者が行うべき月次減税の手続きの詳細、および年末調整時の事務の流れから源泉徴収票への記載方法等の必要な知識を、解りやすく網羅的に学ぶことができます。中小企業や小規模事業の経営者、経理担当者、そして税務に関わるすべてのの方々にとって必聴の内容です。この機会にぜひご参加くださいませ。

## 2024年5月13日(月) 19:00~20:30

### 講師

税理士法人宮澤会計事務所  
代表社員/税理士

片桐 和生 氏

#### <講師プロフィール>

税務署職員として活動後宮澤会計事務所に入所。その後代表社員となる。法人・個人事業主様向けに税務会計業務を中心に、相続業務、開業支援など様々な支援業務を行っている。豊富な経験と知識で、東御市商工会と連携し、様々な事業者課題解決に寄与している。

### 講座内容

- 定額減税ってそもそもどんな制度？  
定額減税の概要  
所得税と住民税の定額減税の違いとは？
- 定額減税のポイント
  - いつもの給与支給と何が違うの？
  - 誰が何をいつまでに準備すればいいの？
  - 必要な書類は何？
- 定額減税の実務
  - 6月以降はどう進める？(月次減税)
  - 7月の賞与はどうすればいい？
  - 給与明細や賞与明細はどうなる？
- 年末調整での対応(年調減税)
  - 年調減税ってなに？
  - 源泉徴収票への記載はどうなる？
- 実践ワーク  
会社員Aさんの定額減税をやってみよう！  
(電卓をお持ちください)
- こんなときはどうする？
  - 定額減税Q&A
  - 質疑応答

会場 田中公民館 2F (東御市田中97)

受講料 無料 定員 50名 (定員になり次第締め切り)

お問合せ 東御市商工会 電話 0268-75-5536 FAX 0268-75-0875 メール

申込方法 下記申込用紙に必要事項をご記入の上、メールまたは  
FAXにて5月7日(火)までお申し込みください。



..... (切り取らずにそのまま送信してください) .....

東御市商工会 行 講習会参加申込書 令和 年 月 日

事業所名		TEL	
住所		FAX	
受講者名		メール アドレス	